

犀川通船

<その歴史的経過と記念碑の概要>

犀川通船の歴史的経過

- 犀川通船の水路は、松本城下を経て、刈谷原峠、立峠、猿が番場峠とけわしい峠を経て、北にすすむ善光寺街道（北国西街道の脇往還）とともに、松本平と善光寺平を結ぶ二つのルートの一つであつた。
- 善光寺街道が、古代官道東山道のあとで、千数百年の昔から開かれた陸路であるのに比し、犀川通船は近世僅か60余年の期間、136年前からの開発にすぎなかつた。しかし信濃の山間の犀川の一部に、そうした計画が立てられ、たとえ短い期間であつたにしろ、人々に利用されたことは、当地方または中部山岳地帯の交通史を考える上にとつて誠に意義深いものがある。
- 通船が開始された時代は、いわゆる天保改革の頃で、この地方としては天保航路（天保3年～同11年）の直前のことであつた。企画者は始め犀川の下流（善光寺平）の人々で、犀川・千曲川の両河川を問題とし、この交通権を獲得したいと、松本・松代の両藩に頼り出したこともあつた（延享～寛延年間）。また宝暦10年（1760年、208年前）にも高井郡の人々が、犀川・千曲川に併せて信濃川までの交通権を得ようとして、松本・松代両藩の派替により、幕府に申請した。このとき幕府は、その可能性を信じ、信濃駐在の幕府領代官に命じて調査させたが、岡田宿から丹波島宿に至る善光寺街道7宿の強い反対にあい、沙汰やみとなつた。
安永6年（1777年、191年前）には筑摩郡生坂村の吉弥から、犀川通船のみの願書が、中南信地区の幕府領代官飯島（伊那郡）陣屋に提出され、同時に宿場連合（横間・筑北5宿）は反対陳情

を中之条陣屋（埴科郡）に出し、国益を主張して通船を願うものと、既得権利を主張して反対するものどが対立し、企画されて以来40年余の歳月を経過しながら実施されなかつた。

- こうした経過の中で、白板村の名立折井鏡右衛門が、最後の申請を試み、その成功をみたのである。彼は意を決してから、九州の薩摩川、駿河の富士川の舟運を視察し、その運営・水路改修の方法・舟の構造に至るまで深く研究し、同志を語らい（宮沢村の赤穂友蔵・水内郡新町の大内源之丞・更級郡日名村の牛越佐市）文化4年（1807年、158年前）松本・松代の両藩に願書を出したが、また5宿の反対にあい、不許可となつた。しかし翌年に藩の添書を待て幕府に願い出し、あくまで初志の貫徹を期したが、幕府はこれを国益事業と認め、奉行村垣淡路守一行の实地調査となり、また5宿の了解も得られて、下記のような厳しい示談契約により附れて許可となり、天保3年（1832年、136年前）正式開通をみたのである。

契約の要項（抄出意訳）

1. 積荷は宿方の差支えとならないものとし、商人荷物や旅人を載せぬこと。
 2. 願人から5宿に250両の補償金を出すこと。
 3. 宿方からは見改所を置き、規定違反の有無を正し、違反の場合は積荷を焼き捨て通船を止めること。
 4. 改所の番人の手当を年14両2分願人分担で出すこと。
- その他であり、ほかに松本藩に対しては、年5両余の買加金を納

めた。松本藩では犀川通船の支配を「産物改所」にさせたが、実際には契約違反の連続で、天保7年・同12年・慶応元年と紛争は絶えず、そのつど儀右衛門らは多額の失費を続けていた。

- 明治維新に際して、この契約は廃され、交通自由となつたが、明治5年松本の宮坂伊七郎・折井武十郎の会社、儀右衛門の子孫深見らの会社も対立したが、前者は損益つぐのわず廃業、後者のみが、その業を続けて鉄道橋ノ井線の開通頃までに至り、その最盛時の舟数は30隻余に達した。
- 発着所（港）は始め、新橋の上流の東側の宮沢村の舟場（地名となつている）で、そこに荷物蔵と帳場があり、日常の事務は赤穂友蔵があたり、新町の発着所は大内家がこれに当つた。その後、明治再開の際は、白板の儀右衛門宅前に発着所を移し、明治25年には同業者の一部が千歳橋まで舟を上げたこともあつたが、のち折井氏と合併後はまた白板に下げた。

（文責 原 嘉藤）

記念碑の概要

	巾	高さ	厚さ(奥行)	備 考
碑 石	3.7 m	1.6 m	1.0 m	重量約7.5 t 犀川河原産砂岩
台 座	4.0 m	1.0 m	1.5 m	犀川産河原石乱積
銅 板	1. 風景レリーフ		66 cm × 36 cm	
	2. 撰文レリーフ		60 cm × 33 cm	
石 板	3. 石板<黒御影石>船着場跡と刻銘			

◇ 題 字 松本市長 降 旗 徳 弥

◇ 撰 文 松本市教育委員会

◇ 制 作 上 桑 俊 介

◇ 石 匠 吉 本 定 昭

◇ 鋳 造 和 泉 湧 泉

◇ 建 立 松 本 市

除 幕 昭 和 4 3 年 7 月 3 日

厚川通船の記

厚川通船は 信府松本城下と善光寺平を結ぶ水路として 文政5年筑摩郡庄内組白板村の折井儀右衛門 官湖村の赤穂勘右衛門 水内郡新町村の大内源之丞の出願により 天保3年1月28日12年の曲折を経て許可され 同年8月開通した

はじめ白板新町間を区間として通航したが 水路は伸びて善光寺平に及んだ

明治4年廃藩に至り その独占権と多年抗争を重めた善光寺街道各宿との約束も破棄され 人貨の運輸も自由となり 数隻の船が連日就航して賑つた

明治9年10月 儀右衛門の子孫折井良吾は 改めて通船問屋を建て 松本と長野方面との舟運にあたり 船は千歳橋まで上下した

別に勘右衛門の子孫赤穂益作は 新橋を起点として両者が併立したが 明治25年合同して通船会社を起した

この水路は 明治35年鉄道篠ノ井線の開通によりまず衰え 昭和13年陸路厚川線の全通により全く廃され その歴史的な使命を終つた

今年明治100年の年にあたり 先人の創意と当地方運輸の既往を懐い 通船発着の基地に碑を建ててこれを記念する

昭和43年6月

松本市

昭和43年7月3日

松本市教育委員会